

愛知県県民生活安定緊急対策条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の日常生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の価格の安定及び流通の円滑化を図るために緊急に講ずべき対策を定め、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、生活関連物資の価格の安定及び流通の円滑化を図るための総合的かつ効果的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村に対する協力)

第三条 県は、市町村が実施する生活関連物資の価格の安定及び流通の円滑化を図るために必要な施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、自ら生活関連物資の価格の安定及び流通の円滑化に努めるとともに、県が実施する施策に協力しなければならない。

(情報の収集及び提供)

第五条 知事は、常に、生活関連物資の価格の動向及び需給の状況について情報を収集し、生活の安定に必要な情報を県民に提供するよう努めなければならない。

(物資の供給のあつせんの指導)

第六条 知事は、県民に対する生活関連物資の円滑な供給を確保するために必要があると認めるときは、当該生活関連物資の販売の事業を行う者に対し、当該生活関連物資の供給のあつせんをするよう指導しなければならない。

(物資の指定)

第七条 知事は、生活関連物資の価格の動向又は需給の状況が県民生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、規則で、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

(調査)

第八条 知事は、前条第一項の規定により指定した生活関連物資（以下「指定物資」という。）の価格の動向及び需給の状況について、必要な調査を行わなければならない。

(立入調査等)

第九条 知事は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、指定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者（以下「関係事業者」という。）に対し、関係資料の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所その他の事業所に立ち入って、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、前項の規定により指定物資に関し立入調査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に当該指定物資を保管していると認められる者（以下「保管者」という。）の倉庫その他の場所に立ち入って、当該指定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(価格の引下げ勧告)

第十条 知事は、関係事業者が指定物資を不当に高価で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定物資を適正な価格に引き下げ売渡しをすべきことを勧告することができる。

(物資の売渡し勧告)

第十一条 知事は、関係事業者が買占め又は売惜しみにより、指定物資を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定物資の売渡しをすべきことを勧告することができる。

(公表)

第十二条 知事は、関係事業者又は保管者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該関係事業者又は保管者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができる。

一 第九条第一項の規定による関係資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項若しくは同条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 第十条又は前条の規定による勧告に従わないとき。

(関係行政機関への要請)

第十三条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、必要な措置をとるよう要請するものとする。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十五年十二月二十四日条例第三十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十八日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。